年	枠内税率（パーセント）
三	一八・二
四	一六・八
五	一五・四
六	一四・〇
七	一二・六
八	一一・二
九	九・八
一〇	八・四
一一	七・〇
一二	五・六
一三	四・二
一四	二・八
一五	一・四
一六	〇
一七年目及びその後の各年	〇

(ii)　関税分類番号〇四〇六一〇・〇九〇、〇四〇六四〇・〇九〇及び〇四〇六九〇・〇九〇の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率（パーセント）
一	二七・九
二	二六・一
三	二四・二
四	二二・四
五	二〇・五
六	一八・六
七	一六・八
八	一四・九
九	一三・〇
一〇	一一・二
一一	九・三
一二	七・五
一三	五・六
一四	三・七
一五	一・九
一六	〇
一七年目及びその後の各年	〇

(iii)　関税分類番号〇四〇六二〇・一〇〇及び〇四〇六三〇・〇〇〇の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率（パーセント）
一	三七・五
二	三五・〇
三	三二・五
四	三〇・〇
五	二七・五
六	二五・〇
七	二二・五
八	二〇・〇
九	一七・五
一〇	一五・〇
一一	一二・五
一二	一〇・〇
一三	七・五
一四	五・〇
一五	二・五
一六	〇
一七年目及びその後の各年	〇

(c)　(d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d)　(a)から(c)までの規定は、関税分類番号〇四〇六一〇・〇二〇、〇四〇六一〇・〇九〇、〇四〇六四〇・〇九〇、〇四〇六二〇・一〇〇、〇四〇六三〇・〇〇〇及び〇四〇六九〇・〇九〇の品目に分類される原産品について適用する。

(e)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―25の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。